

群馬大学共同教育学部附属学校公開研究会実施要項

平成17. 5. 2 制定
改正 平成19. 4. 1 平成19. 12. 26
令和 2. 4. 1

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学共同教育学部附属幼稚園，附属小学校，附属中学校及び附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）の公開研究会の実施に関して必要な事項を定める。

(任 務)

第2 公開研究会は 附属学校で定める研究主題に基づき行う研究の成果を広く公開し，群馬県内の教員の資質向上のために先駆的役割を担うものとする。

(計画・実施)

第3 公開研究会は，附属学校において計画を定める。

2 公開研究会は，附属学校にそれぞれ公開研究部会を置いて実施する。

(特別講演等)

第4 特別講演等については，必要に応じて学外学識経験者を講師として実施することができる。

(参 加 費)

第5 参加費は，別に定める。

(謝 金)

第6 公開研究会に係る謝金の支出は，国立大学法人群馬大学謝金支給取扱要領に基づき行う。

2 群馬大学教職員には，謝金を支出しない。

(旅 費)

第7 公開研究会に係る旅費の支出は，国立大学法人群馬大学教職員等旅費規則に基づき行う。

附 則

この要項は，平成19年12月26日から施行する。

附 則

この要項は，令和2年4月1日から施行する。